

様式 A 4

貯蔵に係る技術上の基準に対応する事項（容器置場関係）				
規則		項目	対応事項	該当の有無
一般 18条	液石 19条			
2号 イ	2号 口	可燃性ガス（液化石油ガスを含む）、毒性ガスの場合：通風の良い場所		
ハ		シアノ化水素の場合：1日に1回以上の点検		
二		シアノ化水素の場合：充てん後60日以下の容器（純度98%以上で未着色ならOK）		
ホ イ		船、車両、鉄道車両に固定した容器又はこれらに搭載しての貯蔵の禁止（例外：法16条第1項の許可を受けた場合、法17条の2第1項の届出を行った場合、消防用の不活性ガス、緊急時に使用する高压ガス）		
ヘ		刻印等に示された年月から15年経過の一般複合容器等：貯蔵に使用禁止		
口	ハ	一般則第6条第2項第8号の基準（以下のとおり） 液石則第6条第2項第7号の基準（以下のとおり）		
一般 6条 2項8号 イ	液石 6条 2項7号 イ	充てん容器及び残ガス容器の区分貯蔵		
口		可燃性ガス、毒性ガス及び酸素の貯蔵区分		
ハ	口	計量器等の作業に必要な物以外を置かない		
二	ハ	容器置場（不活性ガス及び空気は除く）の周囲2m以内は火気使用禁止、引火性・発火性の物を置かないか、又は防火壁の設置（一般則のみの場合の代替措置：告示で定めるシリンターキャビネットに収納）		
ホ 二		容器の温度上昇防止措置		
ヘ	ホ	充てん容器の転落転倒防止措置		
ト	ヘ	可燃性ガス（液化石油ガスを含む）の容器置場内の燃火制限（携帯電燈以外）		

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 冷凍保安規則のみ適用の場合は、この様式は不要である。
 3 対応事項の記入例：「遵守します」・「実施します」